国への政策提案 2019

SAGA Prefectural Government

【知事提案事項】

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今、時代が大きく変わろうとしている中で、わが国が持続的な成長を成し遂げ、希望に満ちあふれた社会を築いていくためには、地方が自ら考え、主体性を持って地方創生に取り組み、多様性のある地域づくりを進めていく必要があります。

このような中、佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念として、人を大切にしてきた歴史や風土、地域資源を更に磨き上げ、地域の魅力と県民の誇りを次の世代に繋げ、佐賀の未来を切り開くため、各種施策に全力で取り組んでいるところです。

この取組を着実に推進し、佐賀県民の思いを実現するため、令和2年度に向けて国の 施策として取り組んでいただきたい項目を取りまとめました。

是非、実現に向けて御尽力いただきますよう、よろしくお願いします。

令和元年5月

佐賀県知事 山口 祥義

次

	目 次		
No.		提案先	頁
1	大規模施設の整備に併せた地域防災の拠点づくりへの財政的支援 について	総務省 消防庁	1
2	保育士の処遇の更なる改善と保育の質の向上について	内閣府	3
3	企業主導型保育事業における学童の受入れについて	内閣府	7
4	高等教育無償化の対象拡大について	文部科学省	9
5	高等専修学校の法的位置付けの見直し及び財政措置の拡充 について	文部科学省 総務省	11
6	有明海再生の早期実現について	農林水産省 水産庁 環境省 国土交通省 文部科学省	13
7	農業の競争力強化について	農林水産省	17
8	国際経済連携協定への対応について	農林水産省	21

次

	目 次		
No.	提案事項	提案先	頁
9	再生可能エネルギーの拡大に向けた取組の推進について	経済産業省	23
10	原発立地地域のエネルギー構造高度化等への支援について	経済産業省	25
11	羽田空港における国内線発着枠の拡大について	国土交通省	28
12	九州佐賀国際空港の滑走路延長について	国土交通省	30
13	九州佐賀国際空港における航空機の運航効率の更なる向上 について	国土交通省	32
14	広域幹線道路ネットワークの整備について	財務省 国土交通省	34
15	城原川の治水対策の推進について	国土交通省	38
16	県民のくらしを支える社会資本整備の推進について	財務省 国土交通省	40

大規模施設の整備に併せた地域防災の拠点づくりへの 財政的支援について

提案事項

総務省・消防庁

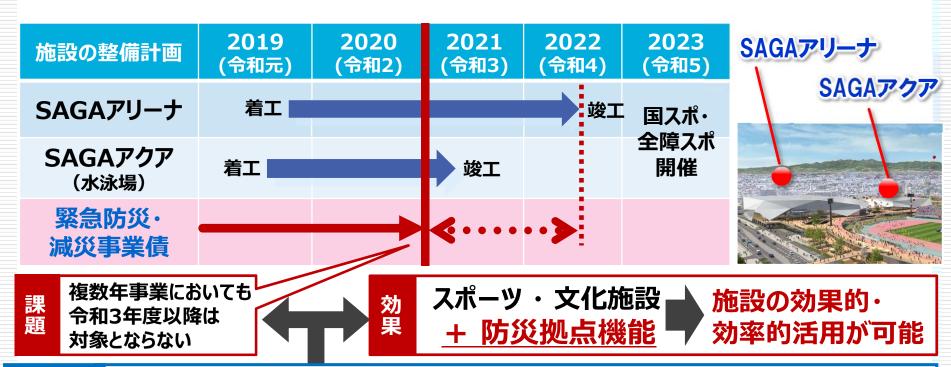
〇 複数年事業となる大規模施設の整備については、緊急防災・減災事業債の制度 に猶予期間を設け、令和2年度(2020年度)までに着手した事業を対象とすること。

- 近年、九州においては、熊本地震や九州北部豪雨など災害が多発し、災害リスクが高まっている中、本県においても、大型台風や頻発している集中豪雨、地震リスクなどに備えていくことが必要な状況。
- こうしたことを踏まえ、災害から住民等の命を守るための地域防災の拠点施設の整備が必要であり、今回整備を予定している多目的アリーナ等に、その機能を付加する予定。
- 大規模施設の整備の大半は、実施期間が複数年に及ぶが、現行の緊急防災・減災事業債の制度では、継続費事業においても、令和2年度(2020年度)までの事業 費が対象となっている状況。
- 〇 スポーツ・文化施設に防災拠点機能を整備することで、施設の効果的・効率的 活用が可能。
 - 〇 災害から住民等の命を守るための地域防災の拠点づくりが推進

大規模施設の整備に併せた地域防災の拠点づくりへの 財政的支援について

【現状】〇九州においては、熊本地震や九州北部豪雨など災害が多発(災害リスクの高まり) 【課題】〇本県においても、大型台風や集中豪雨、地震リスクなどに備えていくことが必要

災害から住民等の命を守るため、地域防災の拠点施設の整備が必要



提案

複数年事業となる大規模施設の整備については、緊急防災・減災事業債の制度に猶予期間を設け、令和2年度(2020年度)までに着手した事業を対象とすること

内閣府

提案事項

- (1)働く保育士全員の、より一層の処遇改善が図られるよう、全産業の労働者と 比較して低い保育士の給与を、更に改善するための財政措置を講ずること。
- (2)保育の質の向上を図るため、1歳児及び4・5歳児に係る保育士の配置を改善するための財政措置を講ずること。

現状と課題

〇 平成30年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、保育士の年収は、 依然として低い。

(年収)保育士男女:約358万円 保育士女性:約356万円 全産業男女:約501万円 全産業女性:約395万円)

○ 乳幼児を保育する大きな責任と給与が見合っていないということを理由として、保育士として保育の現場に復帰することをためらう潜在保育士がいる。

(佐賀県保育士意識調査)「今後長く、保育士として働き続けるために必要なことは何か」(現役保育士に対する問)

・給与・賞与の充実 80.6% (1番高い)

「どのような条件が合えば、保育士として就業したいか」(潜在保育士に対する問)

- ・給与、賞与等が希望に合う 47.9% (2番目に高い)
- 〇 保育現場においては、保育の質の向上のため、配置基準以上に保育士を配置 したいという声がある。
- 〇保育士の処遇が更に改善することにより、保育士不足の解消を図ることができる
- 〇保育の質が高まり、安心して子どもを預ける環境を整えることができる

全産業の労働者との保育士との給与差の縮小が必要

賃金構造基本統計調査(厚生労働省) ※上段括弧書きはH24調査、下段はH30調査 (単位:千円)

		決まって支給する 給与月額(A)	賞与(B)	年収【再編加工】 (A)×12+(B)
全国(全産業) 【35歳~39歳】	男女	(332, 2) 338, 8	(832. 5) 941. 9	(4, 818, 9) 5, 007, 5
	女	(262. 1) 272. 2	(597. 6) 679. 1	(3, 742. 8) 3, 945. 5
全国(保育士) 【平均年齢:36.8歳】	男女	(214. 2) 239. 3	(579. 9) 707. 7	(3, 150. 3) 3, 579. 3
	女	(213. 3) 238. 0	(584. 8) 707. 9	(3, 144. 4) 3, 563. 9

保育士の処遇改善の取組開始前のH24年度と比較すると、保育士の給与は着実に上昇。 しかし、H30年調査にて保育士と全産業の給与とを比較すると、保育士(男女)の給与は、

- ・全産業(男女)とは、月額9万9千円、年収142万8千円
- ・全産業(女)とは、月額3万3千円、年収36万6千円の差があり、依然として低い状況

提案

保育士の給与の更なる改善のための財政措置を講ずること



佐賀県保育士意識調査結果概要

1 調査の概要

(1)調査期間 : 平成30年11月1日~11月26日 (郵送による調査票返送、WEBによる回答も可)

(2) 調査対象者:佐賀県で保育士登録をしている者 7,821人へ郵送

有効回答者数: 3,533人(回答率:45.2%) (うち保育士として就業中の者 1,554名) (うち保育士として就業していない者 1,951名)

2 主な結果

《現役保育士に対する質問》

今後も長く、保育士として働き続けるために、必要なことは何だと思いますか? (3つまで)

			回答数	%
-	1	給与・賞与の充実	1252	80.6%
	2	休暇制度の保障・充実	869	55.9%
	3	職場における働き方改革の推進	663	42.7%
	4	保育士の専門性に対する理解の促進(魅力的な場であることのPR)	362	23.3%
	5	保育士自身の子育て環境事業所内保育施設の設置、優先入所等)の充実	353	22.7%
	6	福利厚生の充実	330	21.2%
	7	職場におけるキャリアアップの仕組みの確立	250	16.1%
	8	その他	94	6.0%

《潜在保育士に対する質問》

どのような条件があれば保育士として就業したいですか? (2つまで)

			回答数	%
	1	勤務日数や時間が希望に合う	479	75.2%
-	2	給与・賞与等が希望に合う	305	47.9%
	3	勤務場所が近い	175	27.5%
	4	自分の子どもの預け先が確保される	94	14.8%
	5	勤務先に、困ったときに気軽に相談できる相手がいる	89	14.0%
	6	その他	79	12.4%

【現状】平成27年度にスタートした「子ども・子育で支援新制度」において、保育士配置基準の更なる改善などを目指すこととされているが、未だ実現に至らない状況が続いている。特に、1歳児及び4・5歳児に係る保育士の配置については、早期に実現し、保育の質を高める必要がある。

実施済

ロ 3歳児に係る保育士配置

(現行) 20:1 ⇒ 15:1

※平成27年度~「3歳児配置改善加算」を実施

未実施

ロ 1歳児に係る保育士配置

(現行) 6:1 ⇒ 5:1

ロ 4・5歳児に係る保育士配置

(現行) 30:1 ⇒ 25:1

保育士を厚く配置し、保育の質を高めることが必要

ー 子ども・子育て支援新制度で職員配置を見直すことによる質の改善ー

提案

保育士の配置の改善のための財政措置を講ずること

企業主導型保育事業における学童の受入れについて

提案事項

内閣府

○ 企業主導型保育事業において、当該施設を設置する一般事業主又は当該施設 と協定を締結している一般事業主が雇用する労働者の監護する学童及び地域枠 で利用している者の監護する学童の保育を可能とすること。

- 企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第59条の2に基づく仕事・子育で両立支援事業として実施されているが、当事業の目的は、「乳児又は幼児の保育」であり、就学する児童(学童)は含まれていないため、助成金により整備した施設で学童を受け入れると、施設の目的外利用となる。
- 学童についても、夜間の保育ニーズが存在しているが、当県では、学童が夜間利用できる認可外保育施設は2施設しかなく、十分に対応できていない。
- 〇 一方で、就学前の子どもの夜間保育を実施している企業主導型保育施設(県内に 2施設)においては、上記の規制により、就学児童の夜間保育を実施できない。
 - →夜間は、兄弟でも未就学児は企業主導型保育施設に、小学生は認可外保育施設に別々に預けるか、又は 子どもたちだけで留守番をしている
- 安全管理体制が確保された施設において学童も保育を受けることができ、労働者の仕事と子育ての両立に資する

 夜間だけでなく放課後についても同様。放課後の学童の受入れば、放課後児童クラブの待機解消にも資する

企業主導型保育事業における学童の受入れについて

現状

夜間、小学生の兄は認可外保育事業所、 未就学児の妹は企業主導型保育事業所 に預けている

見直し後

夜間、兄も妹と一緒に企業主導型保育所 に預けることができる ⇒認可並みのサービスを兄弟で受けられる

企業主導型保育事業所







認可外保育事業所



兄(学童)



妹(未就学)





兄弟が別々の園では 負担が大きい。

企業主導型保育で、 2人とも一緒に 預かってほしい。

企業主導型保育事業所





仕事にも集中できる!

提案

企業主導型保育事業の目的(乳児又は幼児の保育)に、就学する児童を追加

高等教育無償化の対象拡大について

提案事項

文部科学省

○ 高等教育無償化の対象に、高校専攻科を含めること。

- 〇 高校専攻科は、高校等を卒業した者に対し、精深な程度において、特別な事項を 教授し、その研究を指導している。
- 〇 当県では、看護分野の専攻科が毎年70人以上の看護人材の養成を行っており、 専門性を深めた地域の職業教育機関として大きな役割を果たしている。
- 〇 制度的には高校の範疇に入るが、高等学校等就学支援金制度の対象外であり、 令和2年度(2020年度)から予定されている高等教育無償化においても対象外とされ ているなど、両制度の間として、支援が受けられない生徒が生じることに対し学校 から改善を求める声がある。
- 〇 高校専攻科は、高等教育無償化の対象となっている短大や専門学校と同様、要件 を満たした学校の生徒は大学への編入学も認められており、その教育内容について、 一定の質的保障がなされている。
- 〇 また、高等教育機関に通う学生・生徒と同世代の生徒であり、高等教育無償化の 趣旨にある低所得世帯の者であっても修学することができるよう、その経済的負担 の軽減を図る必要がある。
- 〇 社会で自立し、活躍することができる人材の育成、急速な少子化の進展への対処

高等教育無償化の対象拡大について

修学支援制度	主な 年齢	学	交 種
◆高等教育無償化	22		
〔支援内容〕	21	大学・短大・高専	
・授業料の減免・入学金の減免(併せて給付型奨学金の支給)	20	· 専門学校 〔高等教育無償化 ① 〕	高校(専攻科)
	19		[高等教育無償化 X] [就学支援金 X]
◆就学支援金	18		
〔支援内容〕 「支援内容〕 「要素はになる。また	17		高校(本科)
・授業料に充てる支援金の支給	16		· 机子义液立

提案

高等教育無償化の対象に、高校専攻科を含めること

高等専修学校の法的位置付けの見直し及び財政措置の拡充について

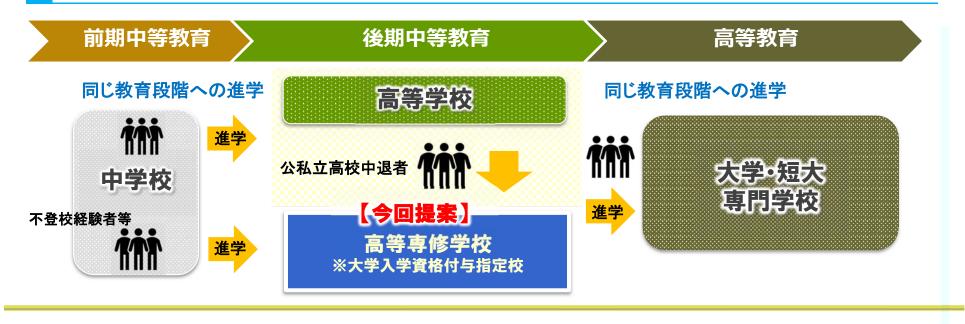
提案事項

文部科学省、総務省

- (1) 高等専修学校について、学ぶ生徒の目線で新たな法的位置付けを行うこと。
- (2)経常費助成費補助金の対象とし、また普通交付税の充実を図り、高校に準 じた財政措置を講ずること。

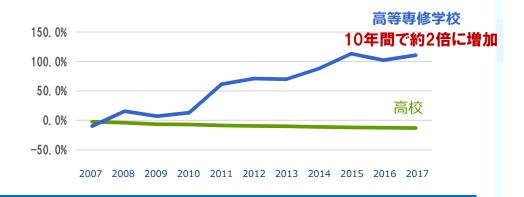
- 〇 高等専修学校は、学校教育法上、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は 教養の向上を図ることを目的とした専修学校の一課程とされている。
- 〇 当県の高等専修学校の中には、柔軟な制度的特性を生かし、高校中退者や中学校時代 に不登校経験のある者等を積極的に受け入れ、高校に準じた教育機会を提供し、大学進 学や就職につなげ、社会に送り出している学校が存在する。
- 〇 全日制高校の生徒数が減少する一方、このような高等専修学校の生徒数は増加傾向に あり、当県では、その果たしている役割に鑑み、平成31年4月からこのような高等専修 学校への運営費補助を高校に準じて拡充した。
- 〇 一方、高校と財政措置を比較すると、国の経常費助成費補助金の対象外となっており、 また、普通交付税の基準財政需要額においても、著しく低い状況にある。
- このような高等専修学校について、学ぶ生徒の目線に立って新たな法的位置付けを行い、財政措置の面からも高校に準じた扱いとし、教育条件を向上する必要がある。
- 学びのセーフティネットの機能の充実

高等専修学校の法的位置付けの見直し及び財政措置の拡充について



県内における高等専修学校と高校の生徒数(人) / 2006年を基準とした増減率(%)

学 校 種	2006年	2017年	差 (率)
高等専修学校 (商業等)	83	175	92 (+110.8%)
高校 (全日制)	28,337	24,666	▲3,671 (▲13.0%)
〔参考〕 中学校卒業者数	10,013	8,793	▲1,220 (▲12.2%)



提案

高等専修学校について、学ぶ生徒の目線で新たな法的位置付けを行い、 高校に準じた財政措置を講ずること

有明海再生の早期実現について

提案事項

農林水産省・水産庁・環境省・国土交通省・文部科学省

- (1)有明海の再生(水産資源の回復)に向けた取組を進めること。
 - 長期的視点の下での有明海再生事業の継続と、必要な予算の確保、拡充
 - これまでの取組の拡充・強化と、以下の取組の早急な実施
 - ・流況改善に向けたシミュレーションの実施と、その結果に基づく大規模環境改善事業
 - ・最新の研究成果に基づいた、貧酸素水塊及び赤潮に対する実効性ある改善方策
 - ・タイラギの立枯れへい死の原因究明
 - 令和3年度(2021年度)までとなっている特定事業に係る国の補助率嵩上げ期間 (有明海特措法第8条)の延長
- 漁業者が、赤潮や貧酸素水塊の発生原因ではないかと懸念する諫早湾干拓調整池 からの排水について、海域への負荷の軽減
- (2)有明海の環境変化の原因を究明すること。
 - 開門調査を含む原因究明の実施
- 植物プランクトン、ベントス、二枚貝、魚類等に関するデータの蓄積・研究と研究者 の確保・育成
- 時間的・空間的スケールでの観測の継続と、データの蓄積、評価解析
- 国立の研究拠点(調査研究、技術開発、観測、種苗量産施設等)を佐賀県に整備

有明海再生の早期実現について

農林水産省・水産庁・環境省・国土交通省・文部科学省

現状と課題

- 有明海では、赤潮等によるノリの色落ち被害、再生のシンボルであるタイラギの 7年連続休漁など厳しい状況が続いており、有明海の再生は待ったなしの状況。
- 長年の有明海再生事業の取組により、二枚貝の一部に回復の兆しがあるものの、 漁家経営は依然として厳しく、先が見通せない状況に漁業者は不安感を抱いている。
- 有明海の再生を円滑かつ早期に実現するためには、徹底した調査により有明海の環境変化の原因の定量的解明を図るとともに、国、関係する県や市町、漁業者など有明海に関わるものみんなが力を合わせ、長期的視点の下で、再生への取組を着実に進める必要がある。

宝の海・有明海再生の早期実現

有明海再生の早期実現について

長期的視点の下での有明海再生事業の実施 ~宝の海・有明海を取り戻すまで~

3県漁業団体の

要望事項の実現継続的な再生の取組

- ・必要な予算の確保、拡充
- ・補助率嵩上げ期間延長



有明海再生の実現

再生の兆し

提案1:有明海の再生(水産資源の回復)

- ・従前の水産資源回復の取組の拡充・強化
- ・有明海の流況改善に向けたシミュレーションの 実施と、その結果に基づく大規模環境改善事業
- ・貧酸素水塊や赤潮による被害の軽減対策
- ・タイラギの立枯れへい死の原因究明
- ・特定事業に係る国の補助率嵩上げ期間の延長
- ・調整池からの排水による海域への負荷の軽減







特定事業(作澪)

提案2:環境変化の原因究明

- ・開門調査を含む原因究明の実施
- ・植物プランクトン等に関 するデータの蓄積・研究 と研究者の確保、養成
- ・有明海の観測の継続と データの蓄積、評価解析
- ・佐賀県に国立の研究拠点を 整備

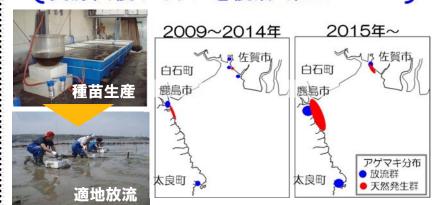


15

有明海再生事業の取組による二枚貝回復の兆し(アゲマキ・ウミタケ)

アゲマキ 人工種苗の大量放流

放流した種苗の再生産により、アゲマキ 資源回復サイクルを復活・確立



ここ数年で天然発生アゲマキの分布域が急拡大







平成30年6月、場所と期間を限定した上で、22年ぶりに漁獲実施。資源回復の兆しを確認!

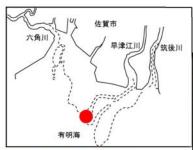
"兆し"を確実なものとし、 宝の海・有明海の再生を早期実現

ウミタケ 試験漁場の造成

| 浚渫・盛土によって海底に斜面を創出し、 | 浮遊幼生の着底を促進







試験漁場造成箇所(H28)

試験漁場に大量の ウミタケが着底し、 平成29、30年度と 2年連続でウミタケの 試験操業・出荷を実現!





次はタイラギ!

提案事項

- (1) 園芸をはじめとする農業の競争力強化に必要な施設の整備、省力化機械や 革新的な技術の導入を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」 及び「産地パワーアップ事業」について、地域の要望に対応できるよう、 十分な予算を確保すること。
- (2)特に、畜産物の輸出促進に向けた輸出対応型食肉処理施設の整備を推進するため、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」については、十分な予算を確保すること。

現状と課題

○ 当県では、野菜、果樹、花き、茶などの園芸農業の産出額を2028年までに 888億円に拡大することを目標に、県や市町、JA、生産者などが一丸となって「さが園芸生産888億円推進運動」を展開しており、その運動を積極的に 推進し、地域農業の持続的な発展につなげていくためには、産地が取り組む生産・販売体制の強化に向けた集出荷施設や省力化機械などの整備が必要。

農林水産省

現状と課題

○ 畜産では、当県の食肉センターは、牛・豚共用部分があることから、米国や EUなどへの輸出に支障をきたしており、輸出にあたっては、他県の処理場に 「と畜」を依頼せざるを得ない状況。

また、施設は築38年が経過し老朽化が進行しており、県内に輸出対応型の牛 処理施設の整備や高度な衛生管理ができる豚処理施設の整備が不可欠。

○ 集出荷施設の整備等により農業の競争力が強化され、農畜産物の生産性向上 や輸出拡大などが進むことで、生産者の所得向上が図られる

【課題】・「さが園芸生産888億円推進運動」を推進し、地域農業の持続的な発展につなげていくためには、生産・販売体制の強化に向けた集出荷施設や省力化機械などの整備が必要。 ・「佐賀牛®」など国産和牛のより一層の輸出拡大を図るため、県内に輸出対応型の牛処理施設等の整備や高度な衛生管理ができる豚処理施設の整備が不可欠。



集出荷施設や省力化 機械の整備など



輸出に対応した牛処理施設の新築と高度な衛生管理が可能な豚処理施設の再整備

提 塞

農業の競争力強化を推進するため、集出荷施設、省力化機械や輸出 対応型食肉処理施設の整備に必要な予算を十分に確保すること



国際経済連携協定への対応について

農林水産省

提案事項

- (1)新たな日米貿易交渉については、国内の農林水産業が今後とも維持・発展できるよう断固たる姿勢で臨むこと。また、交渉内容の丁寧な情報提供と国民への十分な説明を行うこと。
- (2) TPP11や日EU・EPAの発効に伴う影響について、継続的に検証し、 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく取組を着実に推進するととも に、検証結果に基づき、必要な場合は対策の拡充や見直しを図ること。

- TPP11や日EU・EPAの発効を受け、米国の農産物の競争力がTPP加盟国やEUに比べ低下していると言われており、日米貿易交渉については、これまで以上の市場開放や早期締結を求められる恐れがあるが、昨年9月の日米共同声明を踏まえ、日本の過去の経済連携協定の内容を超えないよう断固たる姿勢で交渉に臨むことが強く求められている。
- 既に発効しているTPP11や日EU・EPAについては、短期的にはその 影響が分かりづらいことから、継続した検証を行うとともに、検証結果に基 づく対策が必要。
 - 〇 生産体制や経営体質が強化され、地域の農林水産業が持続的に発展

国際経済連携協定への対応について

【課題】

- 〇日米貿易交渉については、これまで以上の市場開放や早期締結を求められる恐れがあることから、昨年9月の日米共同声明を踏まえて断固たる姿勢で臨むことが必要。
- OTPP11や日EU・EPAについては、短期的にはその影響が分かりづらいことから、継続した検証を行うとともに、検証に基づく対応が必要。





TPP11や日EU・EPA



TPP11や日EU・EPAを 上回るのでは?



輸入量が増えて、畜産物の 価格が下がるのでは? ^^



佐賀牛などの肥育農家は、飼料や素牛の価格高騰で厳しい経営環境

提案

- ・日米貿易交渉に断固たる姿勢で臨むとともに、交渉内容について 丁寧な情報提供と国民への十分な説明を行うこと
- ・TPP11や日EU・EPAの影響について継続的に検証し、その 結果に基づき、必要な場合は対策の拡充や見直しを図ること

再生可能エネルギーの拡大に向けた取組の推進について

提案事項

経済産業省

再生可能エネルギーを中心とした社会の実現に向けた取組を推進すること。 特に、佐賀県の以下の取組について、強力に支援すること。

- (1)電力系統に流れる再生可能エネルギー由来の余剰電力を水素等を用いて吸収・ 調整する仕組の構築など、再生可能エネルギーの出力変動をならす調整力の具体 化。
- (2) 安定した分散型電源となり得る再生可能エネルギー発電技術の開発促進。
- (3) 再生可能エネルギーについて、電力以外の用途開発の促進。

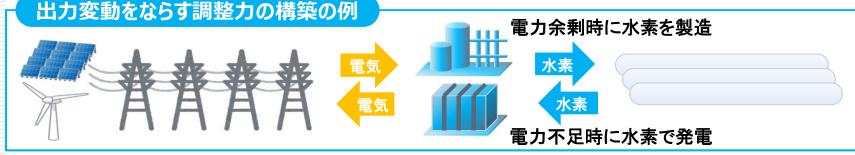
- 九州では、太陽光発電について固定価格買取制度に基づく接続可能量を超過し、 同制度に基づく事業開発を行うためには、無期限・無制限・無保証の出力制御 への同意が必要な状況。
- 平成30年10月より固定価格買取制度に基づく出力制御が開始され、出力制御の頻度、規模ともに更なる増加が懸念され、再生可能エネルギー由来電力の開発が困難になりつつある。
- SDGs**目標**7 (エネルギーをみんなに そしてクリーンに)の達成に寄与
- 原発依存度低減に寄与
- 再生可能エネルギー等関連産業の振興に寄与

再生可能エネルギーの拡大に向けた取組の推進について

- 【現状】・九州では、平成30年度下半期に26回の出力制御が実施
 - ・太陽光発電は、電力システムへの接続可能量を超過してもなお、毎月約5万kWのペースで接続が増加
- 【課題】・九州では、出力変動をならす調整力の構築が喫緊の課題



県内で実施可能性を検討中





提案

再生可能エネルギーを中心とした社会の実現に向けた、佐賀県の以下の取組を支援すること

- (1) 電力系統に流れる再生可能エネルギー由来の余剰電力を水素等で吸収・調整する仕組 の構築など、再生可能エネルギーの出力変動をならす調整力の具体化
- (2) 安定した分散型電源となり得る再生可能エネルギー発電技術の開発促進
- (3) 再生可能エネルギーについて、電力以外の用途開発の促進

原発立地地域のエネルギー構造高度化等への支援について

提案事項

経済産業省

○ 原発立地地域の実情に合わせ、当該地域のエネルギー構造の高度化や転換が 推進できるよう、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を十分に 確保すること。

- 我が国のエネルギー構造は、長期的に"多層化・多様化"することが求められており、玄海原発1号機に続き2号機の廃炉も決定した当県では、エネルギー構造に加えて産業構造の転換など地域振興に向けた取組が必要。
- そうした中、九州では太陽光発電の導入が急速に拡大し、固定価格買取制度に基づく出力制御が実施されるなど、環境負荷の低い電源として原発廃炉を補うことが期待される再生可能エネルギーの導入が難しくなりつつある。
- こうした地域の課題を解決するためにエネルギー構造高度化・転換理解促進事業が実施されているが、原発立地地域が必要とする事業に対して予算規模が小さい。本県としては、本補助金を活用して2023年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会関連施設(SAGAサンライズパークエネルギー設備)に地中熱等の導入を計画しているところであり、このことにより、効果的に県民の多様なエネルギー構造への理解促進を図ることが可能。

原発立地地域のエネルギー構造高度化等への支援について

経済産業省

- 原発立地地域の実情に沿った事業の計画的実施が可能となり、エネルギー構造の 高度化・転換が促進
- 再生可能エネルギーの多様な活用が促進され、エネルギーミックスの実現に寄与

原発立地地域のエネルギー構造高度化等への支援について

令和2年度以降に「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業」の活用を検討している県事業の例

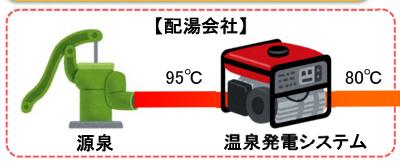
SAGAサンライズパーク整備

- 国民スポーツ大会等実施設備への再生可能エネルギーの導入
- ・地中熱、井水熱、太陽熱等をプールや空調用熱源として利用 【整備スケジュール】

2019	2020	2021	2022	2023
(令和元)	(令和2)	(令和3)	(令和4)	(令和5)
調査・設計	施設整備	試験運用	プレ大会	大会

活用予定額:5億円(2020年度に佐賀市内に整備予定)

温泉温度差発電システムの研究開発





活用予定額:1億円(嬉野温泉をフィールドに研究開発を検討中)

提案

原発立地地域の実情に合わせ、当該地域のエネルギー構造の高度化や転換が推進できるよう、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を十分に確保すること

羽田空港における国内線発着枠の拡大について

提案事項

国土交通省

- (1)九州各地へのアクセスに優れている九州佐賀国際空港の増便は、「地方創生 回廊」の早期実現や、インバウンドの経済効果の地方への波及に資することか ら、2020年までに創出される羽田空港の発着枠を国内の地方空港路線にも 配分すること。
- (2)また、現在「羽田発着枠配分基準小委員会」で検討されている羽田空港国内 線発着枠の回収・配分にあたっては、地方路線の維持・充実を重視すること。

このような取組により、航空会社が九州佐賀国際空港へ増便できる環境を整えること。

- 九州佐賀国際空港は、国際線の利用者数が順調に伸びているほか、東京 (羽田)便の利用者数も11年連続で過去最高を更新。
- 30年度の東京便は75.0%と、開港以来最も高い搭乗率となっているが、羽田空港の発着枠がネックとなり増便がかなわず、引き続き東京発最終便を中心に予約が取れない状況。
- 国が進める「地方創生回廊」の早期実現
- インバウンドの経済効果の地方への波及による、更なる地方創生の推進

羽田空港における国内線発着枠の拡大について

九州佐賀国際空港の位置付け及び利用者数



九州佐賀国際空港は北部九州の中心に位置

九州佐賀国際空港は北部九州の中心に位置し、 九州自動車道と長崎・大分自動車道の交通結節点であ る鳥栖JCTを有する佐賀県は、九州各地へのアクセスに 優れている。

H30年度も過去最高の利用者数を更新

◆全体の利用者数

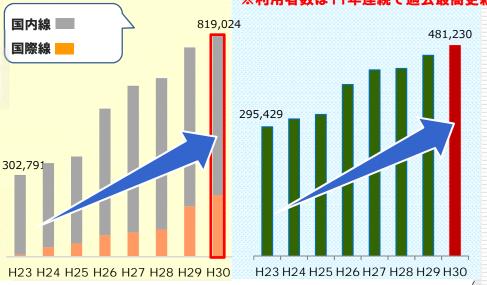
H30:819.024人 (前年度比 +42.410人)

◆東京便の利用者数

H30:481.230人(搭乗率75.0%) (前年度比 利用者数22,268人、

搭乗率+1.7ポイント)

※利用者数は11年連続で過去最高更新



提案

九州佐賀国際空港の増便は、 「地方創生回廊」の早期実現や、インバウンドの経済 効果の地方への波及に資することから、2020年までに創出される羽田空港の 発着枠を国内の地方空港路線にも配分し、航空会社が九州佐賀国際空港へ増便 できる環境を整えること

九州佐賀国際空港の滑走路延長について

提案事項

国土交通省

○ 滑走路延長計画の着実な進展に向けたご配慮をお願いしたい。

- 平成30年度の利用者数は81万9千人となり、6年連続で過去最高を更新。
- 現在、国内線2路線、国際線4路線で、週59往復運航している。
- 駐機場拡張工事が完了し、本年4月から供用開始。 昨年度から旅客ターミナルビル拡張工事にも着手。
- 現状2000mの滑走路では、
 - ・就航中の航空会社においては、熟練度の高いパイロットの配置・訓練が必要
 - ・2000mの滑走路では就航できないとする社内基準の航空会社あり
 - ・将来的な東南アジアや南アジアへの路線開設が不可能 などの理由により、路線の安定・増便や、新規路線誘致の大きな支障。
- 2030年に訪日外国人旅行者を6000万人とする国の目標達成のためには、 地方空港の役割が重要
- 名実共に九州のゲートウェイ空港となり、アジアとの交流拠点として将来に亘り 飛躍していくため、2500mへの滑走路延長が必要
- 災害時などにおける近隣空港の代替機能を十分に担うことが可能

九州佐賀国際空港の滑走路延長について

【現状】〇平成30年度利用者数が81万9千人を突破、6年連続過去最高を更新

○建設時の需要予測73万7千人をこえる。

利用者の増加





滑走路延長





提案

滑走路延長計画の着実な進展に向けたご配慮をお願いしたい

九州佐賀国際空港における航空機の運航効率の更なる向上について

提案事項

国土交通省

○ 航空管制官の配置、空港監視レーダー等の設置、 ILS の増設などの環境 整備を行うことにより、航空機の運航効率をさらに向上させること。

着陸のため進入中の航空機に対し、滑走路への進入コースを指示する無線着陸援助装置

- 九州佐賀国際空港は、週63往復の定期便の他、小型機の訓練飛行なども含め、 離着陸回数が10,000回/年を超えている。
- 〇 令和2年度(2020年度)中に、消防防災ヘリの運用開始予定、防災拠点施設と しても機能することとなる。
- 航空管制官が配置されていないため、運航ダイヤの調整等に制約がある。
- リモート(無人)に切替わる時間帯があり、国際線を運航する航空会社からは、 パイロットの心理的不安や安全面での不安があるとの意見あり。
- 西側着陸のILS の設置により、気象条件による西側着陸を可能にすることで、 より高い安全性の確保につなげることが重要。
 - より柔軟な運航ダイヤの調整が可能
 - 〇 路線・便数のさらなる拡充

九州佐賀国際空港における航空機の運航効率の更なる向上について



【定期便(週63往復)】

[元州民(近00日民)]									
	東京便		1日5往復 全日空(B738、A321)						
	成田便	W	1日1往復 春秋航空日本(B738)						
	上海便	Cham B	週4往復(月·水·金·土) 春秋航空(A320)						
	ソウル便	Tray A	1日1往復 ティーウェイ航空(B738)						
	プサン便		週4往復(火・木・土・日) ティーウェイ航空(B738)						
	テグ便	The state of the s	週4往復(火·木·土·日) ※ ^{令和元年} 5月28日 ティーウェイ航空(B738) がら運休中						
	台北便	The state of the s	週2往復(日・木) タイガーエア台湾(A320)						
【小型機】									

大学の航空系学部の訓練法人・個人の利用 等

◆佐賀空港(H29:10,646回)よりも離着陸回数が少ない 空港にも管制官が配置されています

管制官が配置 されている空港	離着陸回数(回)			
釧路	10,352			
旭川	7,138			
女満別	9,432			
富山	7,778			

- ※1 着陸回数×2倍し、離着陸回数としている。
- ※2 離島の空港を除く。

【課題】

今後も、

- ・既存路線の増便、新規路線の誘致
- ・消防防災へリの運用開始(2020年度中)など、航空需要の増加が見込まれる。

より柔軟な運航ダイヤの調整ができる環境整備が重要

提 宝

航空管制官の配置、空港監視レーダー等の設置、ILS の増設などの環境整備を 行うことにより、航空機の運航効率をさらに向上させること

広域幹線道路ネットワークの整備について

提案事項

財務省・国土交通省

- (1)長期安定的に道路整備が進められるよう必要な道路関係予算の総額を確保 すること。
- (2)広域幹線道路を形成する有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、 国道498号の整備を進めるとともに、これらに必要な予算の重点配分を行う こと。
- (3)特に、次の事項に向けた予算の配分について配慮すること。
 - ・有明海沿岸道路の大川佐賀道路及び佐賀福富道路の全区間早期供用
 - ・佐賀唐津道路の多久佐賀道路(|期)及び佐賀道路の早期整備
- (4)広域幹線道路を補完する国道3号、国道34号及びインターチェンジへの アクセス道路の整備等を推進すること。
- (5)地域高規格道路等の既存ネットワーク計画の見直しを含め、新たな広域 道路計画を早期策定するとともに、地方の意見を十分反映した重要物流道路 の更なる指定を行い、ネットワークの強化及び補助事業による重点整備を行う こと。

広域幹線道路ネットワークの整備について

- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成し、自動車交通に依存している当県において、地域資源を活かした産業振興等を推進していくためには、時間短縮と定時性はもとより、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流の確保・活性化が図られる広域幹線道路ネットワークの整備が必要。
- こうした中、重要物流道路制度が創設され、これを契機に、当県においても、 地域の課題や特性などを整理し、目指すべき将来像を見据えた新たな広域幹線 道路ネットワーク『新広域道路交通計画』の策定を進めている。
- 地域にとって将来のベースとなる広域幹線道路ネットワークの整備は不可欠であり、特に、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア『⊤ゾーン』を重点的に整備する必要がある。
- また、幹線道路ネットワークの整備効果を発現させるため、高規格幹線道路 等のインターチェンジへのアクセス道路についても、合わせて整備を推進し ていく必要がある。

- 地域間の移動時間及び距離の短縮並びに定時性の確保による地域や産業の活性化
- 災害発生時の避難、救急救援物資の運搬など「命をつなぐ道」としての役割

広域幹線道路ネットワークの整備 凡 例 :開通区間 0 :事業中区間 ○ ○ ○: 未事業区間 国道3号 国道34号 その他の主要な 路線 整備推進 :ICアクセス 唐津市 鳥栖 多久佐賀道路(I期) (小郡市) 早期整備 多久市 佐賀道路 佐賀市 小城市 大川佐賀道路 伊万里道路 伊万里市 (仮)佐賀JCT 整備推進 (武雄市 九州佐賀 国道498号 鹿島市 嬉野市 佐賀福富道路 (仮)佐賀JCT完成イメーシ ・道路関係予算の総額確保 提 案 ・広域幹線道路ネットワークの整備促進と予算の重点配分

広域幹線道路ネットワークの整備

提案の概要

- ○有明海沿岸道路
- ・大川佐賀道路〔直轄事業区間〕、佐賀福富道路〔県事業区間〕の 全区間早期供用
- ・福富鹿島道路 [県事業区間] の早期着工
- ・鹿島諫早間の地域高規格道路としての位置付けの明確化
- ○佐賀唐津道路
- ・多久佐賀間の整備推進

多久佐賀道路(I期)[直轄事業区間]の早期着工、佐賀道路[県事業区間]特に(仮)佐賀JCTの早期整備に向けて、必要な予算を重点配分すること。

多久佐賀道路(川期)について、国による整備の実施

- ・唐津相知間の早期事業化
- ○西九州自動車道
- ・伊万里道路、伊万里松浦道路の整備推進
- ○国道498号
- ・北方地区道路改良(北方工業団地入口交差点)の整備推進

○国道3号

・鳥栖拡幅、鳥栖久留米道路の整備推進

- ○国道34号
- ・神埼佐賀拡幅、武雄バイパスの整備推進
- ・鳥栖神埼間、江北北方道路の早期事業化
- ○インターチェンジへのアクセス道路
 - ・高規格幹線道路等のIC供用に合わせて、アクセス道路の整備推進

城原川の治水対策の推進について

- 城原川の治水安全度を向上させるため、
 - ・城原川ダムについて、必要な予算を確保し、一層の事業推進を図ること。
 - ・城原川ダム下流の河川改修を推進すること。

- 〇 城原川では、常に堤防決壊による大災害の不安を抱えており、平成21、22 年には計画高水位(氾濫危険水位)を上回る洪水が発生しているほか、平成 30年7月の西日本豪雨では氾濫危険水位まであと1cmに迫るほど水位が上昇。
- 平成28年7月のダム検証による「事業継続」の国の対応方針の決定以降、 地域では事業推進への環境が整えられ、平成30年度に建設段階へ移行。
- 現在、ダム建設の具体化に向けて必要な調査が進められているが、昭和46年の予備調査の開始から非常に長い年月が経過しており、水没予定地域の方々の生活再建のため、より一層の事業推進が必要。
- また、城原川ダム下流の河川については、現在、平成21年洪水を受けた堤防詳細点検の結果に基づく堤防補強が行われており、今後も河川改修を着実に推進していく必要がある。
 - 安全で安心して暮らせる県土づくり

城原川の治水対策の推進について

【ダム事業・河川事業の動き】

- ■平成28年7月20日 「事業継続」での国の対応方針が決定
- ■平成29年1月20日 国と地元団体が調査に関する協定を締結
- ■平成29年5月9日 「城原川改修・城原川ダム建設促進期成会」 設立(構成団体:神埼市・佐賀市)
- ■平成30年3月28日(H30年度予算成立) 城原川ダム事業の『建設事業』の新規採択

ダム本体の調査・設計に必要な地質調査、 付替道路の検討、環境調査等の実施

●必要な予算確保による一層のダム事業の推進

H21.7出水状況(ふるさと大橋上流左岸)

城原川

●ダム下流の河川改修の推進



城原川ダム水没予定地周辺

提案

- ・城原川ダムについて、必要な予算を確保し、より一層の事業推進を図ること
- ・城原川ダム下流の河川改修を推進すること

県民のくらしを支える社会資本整備の推進について

提案事項

財務省・国土交通省

活力のある地域づくり、安全・安心なくらしの実現のためには、社会資本整備の推進が必要であり、そのために必要な予算総額の確保を行うこと。

- 1)防災・減災、国土強靭化のための対策について
- ②安全・安心なくらしを支える道づくりについて
- ③治水対策の推進について
- ④土砂災害防止対策の推進について
- 5海岸保全対策の推進について
- 6都市基盤の整備推進について
- ⑦無電柱化の推進について
- **⑧社会インフラの老朽化対策等の推進について**

1)防災・減災、国土強靭化のための対策について

提案事項

財務省・国土交通省

- (1)国土強靭化に向けた重要インフラの防災・減災対策を集中的に取り組むため 防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策に必要な予算を確保すること。
- (2)治水対策や道路の防災対策等を着実に推進するため、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策以降(令和3年度(2021年度))も引き続き本格的な国土強靭化のための予算を確保すること。

- 近年、自然災害が激甚化しており、平成30年7月豪雨の際には、県内全市 町に初めて大雨特別警報が発令された。
- この豪雨によって、佐賀県管理河川においては、県内各地で氾濫危険水位 を超過し、至る所で河川の護岸が崩壊、道路などの法面も数多く崩壊するな ど、県内各地で被害が発生。
- 本県においては、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策を進めている一方、異常気象の頻発・激甚化していく自然災害に対応するため、国土強靭化の取組は引き続き喫緊の課題。
- 〇 人命の保護が最大限図られる
- 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
- 迅速な復旧復興が可能となる

②安全・安心なくらしを支える道づくりについて

提案事項

財務省・国土交通省

- (1)直轄道路における交通安全対策事業を着実に推進すること。
- (2)交付金による通学路などの歩道の整備及び日常生活や地域活動を支える生活 圏内道路の整備を図るために必要な予算を確保すること。
- (3) 道路の防災対策事業の着実な推進を図るとともに、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策に取り組むために必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 〇人・モノの移動が自動車交通に大きく依存(旅客移動手段に自動車の占める割合が 全国平均19.9%に対して52.7%)
- ○人口10万人当たりの人身交通事故発生件数は、未だに全国ワーストレベル
- 〇県管理道路の交安法指定通学路のうち、歩道が確保された通学路は約69% (平成29年度末現在)
- ○県管理道路の防災点検における要対策箇所614箇所のうち、未対策箇所は144箇所 (平成29年度末現在)



すべての利用者にとって快適で安全・安心な道路空間となるような道路整備が必要

- 交通の安全性向上と円滑化、交通渋滞の緩和
- 〇 道路における災害を未然に防止(減災・防災、国土強靭化)

2安全・安心なくらしを支える道づくりについて

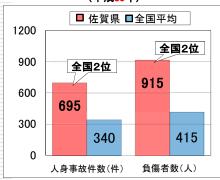
人身事故発生件数 (人口10万人当たり) 「全国ワースト2位」



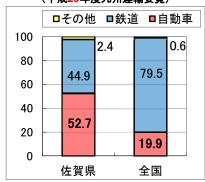




<人口10万人当たりの交通事故状況> (平成30年)



<旅客移動手段> (平成<mark>29</mark>年度九州運輸要覧)



(歩道整備)

歩行者・自転車利用者の安全性の向上 及び交通の円滑化を図る







③治水対策の推進について

提案事項

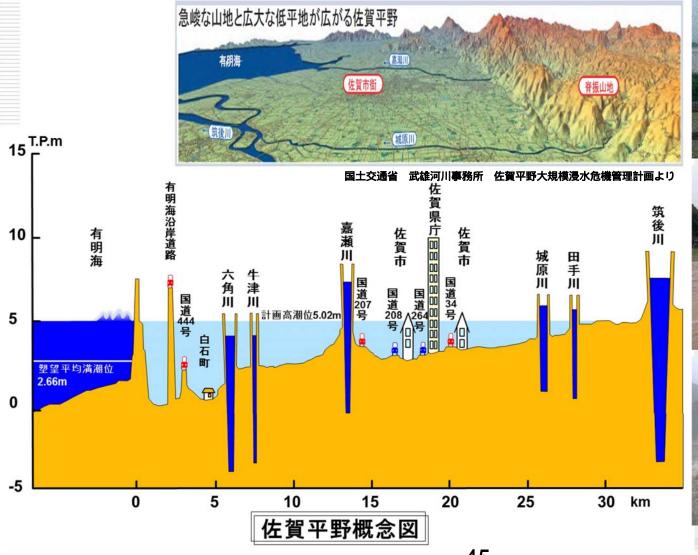
財務省・国土交通省

- (1)近年の激甚化・頻発化する災害への『事前防災』として、防災・安全交付金及び個別補助事業による河川改修を着実に推進するために必要な予算を確保すること。特に、水防災意識社会再構築ビジョン、中小河川緊急治水対策プロジェクト及び防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策の取組に資する必要な予算を確保すること。
- (2) 直轄河川改修事業を着実に推進すること。(筑後川、嘉瀬川、六角川、松浦川)
- (3)排水機場やダム施設等の河川管理施設が将来にわたって必要な機能を発揮し続けるため、長寿命化計画に基づく整備・更新に必要な予算を確保すること。

- 当県は、平地の中でも特に自然排水が困難な低平地を多く抱えている。
 - ・河川整備により多くの費用と年月が必要であるため、整備率は未だ50.6%
- 近年多発する局所的な集中豪雨により、当県でも甚大な被害が発生。
 - ・平成30年7月豪雨では、県内各地の河川で氾濫危険水位を超え、広範囲に浸水
- 広大な低平地の特徴から、排水機場や水門の数が多い。(排水機場は全国1位:52施設)
 - ・整備時期も早く、現在では施設の老朽化が進行
- ダムについても、施設の老朽化が進行。
 - ・県管理13ダムの内、8ダムが建設後20年以上を経過
 - 安全で安心して暮らせる県土づくり
 - 〇 企業立地の促進など地域の活性化に貢献

③治水対策の推進について

当県は、有明海の潮汐の影響を大きく受ける自然排水困難な低平地をかかえる水害常襲地帯。



H30.7豪雨での氾濫状況 (県管理区間)







45

【凡例】

■:水門

60

50

40

30

20

10

0

●:排水機場(ポンプ)

伊万里湾

③治水対策の推進について

0

唐津湾

0

佐賀県は広大な低平地が広がり、排水機場と水門の数が多い! 河川管理者(県)が管理する排水機場の設置数は全国

プロペラの腐食状況

河川管理施設数 (排水機場、水門)

(一級河川指定区間+二級河川)



況調査(H26.3現在)」

	県内の排水機場 況調査(H26.3現在)」							
老朽化が進行し維	管理者	国交省 (河川)	県 (河川)	農水省	市町	その他 (海岸、 港湾等)	合計	
持管理費の増大・	箇所数	41	52	20	64	7	184	
集中が懸念	排水量 (トン/s)	454	333	164	279	18	7 1248	
V								

有明海

37 52 49 36 15 H28 R8 **R18** R28

3

30年未満

建設後30年以上経過の排水機場の

16

30年以上経過

增加傾向(排水機場数: 52箇所)

出典: 「H30佐賀県水防計画書

1秒間で25mプール3杯の水が空に!

4 土砂災害防止対策の推進について

提案事項

財務省・国土交通省

- (1)近年の激甚化・頻発化する災害への『事前防災』として、防災・安全交付金 及び個別補助事業による土砂災害防止対策を着実に推進するために必要な予算 を確保すること。
- (2)特に、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」や「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の取組に資する必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 当県には、土砂災害危険箇所(9,534箇所)が多く存在し、そのうち要整備 箇所は3,610箇所あり、平成30年度末の整備率は約27%と低い状況。
- 近年、土砂災害の発生は増加傾向にあることから、早急に土砂災害防止施設 の整備が不可欠。



〇 安全で安心して暮らせる県土づくり

4 土砂災害防止対策の推進について

<平成30年7月豪雨の主な土砂災害(死者ゼロ)>

JR筑肥線(鹿家~浜崎間)



伊万里松浦線(伊万里市)



道の駅「厳木」





⑤海岸保全対策の推進について

財務省・国土交通省

提案事項

- (1)近年の激甚化・頻発化する災害への『事前防災』として、防災・安全交付金による海岸施設整備を着実に推進するために、必要な予算を確保すること。
- (2)長寿命化計画に基づく排水機場や水門の整備・更新を着実に推進するため に必要な予算を確保すること。

現状と課題

- 佐賀県の低平地は、これまで最大6mに及ぶ有明海の干満の影響を受ける佐賀・白石平野等で高潮や津波等の被害を受けてきたことから、海岸堤防の早期整備が必要。
- 佐賀県が管理する排水機場や水門などの重要な 海岸保全施設は、建設後20年以上経過した施設 が多く、施設の老朽化が進んでいる。

○ 安全で安心して暮らせる県土づくり

5海岸保全対策の推進について

当県の低平地は、有明海の潮汐とあわせて高潮や津波等の影響を大きく受ける自然排水が困難な水害常襲地帯。



国土交通省 武雄河川事務所 佐賀平野大規模浸水危機管理計画より

過去の高潮による被害



▲昭和31年8月台風9号(芦刈海岸破堤)





▲昭和34年9月台風14号(大託間海岸決壊)▲昭和60年8月台風13号(芦刈海岸)

⑥都市基盤の整備推進について

提案事項

財務省・国土交通省

- (1)国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けた都市公園内の 運動施設の整備や更新に必要な予算を確保すること。
- (2)安全で快適な都市空間の創出に資する街路整備や、健全な市街地の形成を図る土地区画整理事業に必要な予算を確保すること。
- (3)地域資源を生かした都市公園の整備、公園施設の長寿命化やUD化に必要な 予算を確保すること。

- 2023年国スポ・全障スポの会場となる運動施設の整備や更新が不可欠。
- 少子・高齢化が進展する中、持続可能な地域生活圏、安全安心で快適な生活環境、 広域交流拠点等を形成し、地域の個性あるまちづくり推進のためには、街路や土地 区画整理による都市基盤施設の整備推進が不可欠。
- 歴史的な地域資源を活かした観光振興や文化伝承などのストック効果を発揮する ためにも、都市公園の整備や老朽施設の更新が不可欠。
 - 2023年国スポ・全障スポ会場となる都市公園内の運動施設の整備、更新
 - 快適でくらしやすいまちづくり
 - 観光振興の拠点となる都市公園の整備や長寿命化、UD化の推進

国スポ・全障スポ開催に向けた都市公園内の運動施設の整備・更新

14の都市公園で19の運動施設が会場 → 内、11の運動施設を都市公園事業で実施が必要









⑦無電柱化の推進について

提案事項

財務省・国土交通省

- (1)無電柱化事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (2)電線類の固定資産税の減免措置など財政的措置の支援等により、電線管理 者が無電柱化に取り組みやすい環境を拡充すること。
- (3)技術開発により、多様な整備手法・コスト縮減の促進を図ること。

- これまで無電柱化推進計画に基づいた整備や、道路法による緊急輸送道路での新設電柱の制限などで無電柱化に取り組んでいる。当県には、他にも歴史情緒ある街並みを有する地域などが多数あり、美しい景観づくりや魅力あるまちづくりを進める必要がある。
- 地方公共団体及び電線管理者の多額の整備費用などが負担となり、無電柱化 推進の障害となっている。
- 良好な景観・住環境の形成や安全で快適な歩行空間の確保、道路の防災性の向上など、魅力あるまちづくりの推進

無電柱化の推進による魅力あるまちづくり

【佐賀県内の歴史的情緒の残る代表的地区(未整備地区)】







安全で快適な歩行空間の確保・道路の防災性の向上 良好な景観形成など、魅力あるまちづくりの推進



8社会インフラの老朽化対策等の推進について

提案事項

財務省・国土交通省

- (1)社会インフラの維持管理・更新等を計画的かつ効率的に行うために必要な 予算を確保すること。
- (2)社会インフラの老朽化対策と併せて実施する耐震化の推進に必要な予算を 確保すること。

- 当県の道路橋、排水機場・水門、ダム、砂防施設、海岸保全施設、港湾施設、 都市公園、下水道施設、公営住宅など、これまで整備を進めてきた社会資本の 多くは高度経済成長期に造られたものであり、施設の老朽化や機能の低下により、更新費用の増大や集中的な財政負担が必要となっている。
- 社会インフラの老朽化対策については、コストの最小化、平準化を図るため、 県が管理している道路橋、排水機場・水門、都市公園、下水道施設、公営住宅 は長寿命化計画を策定し、それ以外の施設についても施設毎に長寿命化計画の 策定を進めており、計画的かつ効率的に更新していく必要がある。

⑧社会インフラの老朽化対策等の推進について

現状と課題

財務省・国土交通省

- 県管理道路の緊急輸送道路の橋梁(15m以上)については、阪神・淡路大震災と同程度の地震において速やかな機能回復が可能な耐震対策の進捗率が約71%(平成30年度末現在)となっており、緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため耐震化を推進する必要がある。
- その他、都市公園については、2023年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催にあたり、会場となる施設の更新や耐震化が必要になるとともに、下水道施設については、平成9年以前に整備された耐震性能が確保されていない管路140kmや処理場等17箇所の耐震化を促進していく必要がある。

○ 県民の安全・安心なくらしを支える社会インフラの計画的かつ効率的な維持 管理・更新等の実施